

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年5月28日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 契約予定件名

(仮称)せたがや産業創造プラットフォーム運営支援業務委託

#### (2) 目的

平成30年度より策定した「世田谷区産業ビジョン」及び「世田谷区産業振興計画」に基づき、施策等を推進していくが、個々の施策の進捗管理やビジョンで示されている重点的なプロジェクト(せたがや価値創造プロジェクト)を具体的に進めていくため、区内企業や大学、金融機関等と連携しながら、関係者等による積極的な検討や具現化に向けた調整等を行う機能が重要となる。

今後区では、「(仮称)せたがや産業創造プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という。)」を設置し、上記のプロジェクトを進めて行くことを予定している。

プラットフォームについては、ビジョンで示されている重点的なプロジェクトをテーマにして、社会経済トレンド等を踏まえつつ、区や区内産業の特性を活かすとともに、区民・来街者・消費者ニーズに適切に応えていくための新たな産業モデル等の企画や育成や国内外に向けた各種プロモーション方策等の検討等を行うものであり、上記事業の実施にあたり、重点的なプロジェクトに関する市場調査や関係者ヒアリング、会合の運営支援などについて、プラットフォームの運営支援業務の委託を行うものとする。

#### (3) 事業内容

##### [1] 主な業務内容

プラットフォーム運営支援業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

( )プラットフォーム運営(せたがや価値創造プロジェクトの実施を含む。)に向けた事業計画案の作成(設置準備含む。)

( )プラットフォーム運営支援

<設置準備の支援>

取組み内容の整理と関係者調整

体制、仕組みづくりに向けた課題の整理

PRツールの作成

<取組みの支援>

区等と調整した重点的なプロジェクトについて、市場分析や情報収集、関係者等へのヒアリング、プロジェクト部会の運営支援(各3回程度)

産学金公間での情報共有支援

具現化に向けて国、都等関係機関への予算等ヒアリング

事業計画案に基づく進捗管理の支援

全体会の開催支援(1~2回程度)

( )活動内容等のPRツールの作成

区等のホームページ、SNS等への掲載原稿の作成

- ( ) 活動報告書の作成  
実施内容のとりまとめ、分析結果等。
- ( ) その他、区担当課と協議して決定すること。

## [ 2 ] 成果物

以下の成果物を納品すること。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- ( ) 業務スケジュール  
契約締結後、区担当課と調整の上、速やかに作成し、提出すること。
- ( ) 会議録（データ形式は Microsoft Word ）  
各会議終了後、5 営業日以内に作成し、区担当課の承認を得ること。
- ( ) 打合せ記録（データ形式は Microsoft Word ）  
適宜作成し、提出すること。
- ( ) その他関連資料  
納期及び形式については、事前に区担当課と調整すること。
- ( ) 活動報告書
  - ・ A4 版、両面刷り、白黒印刷、様式は自由
  - ・ 1 0 0 部及び電子媒体データ（CD-R）1 枚
  - ・ 印刷物については納期前に見本を作成し、区担当課へ提出すること。
  - ・ 納期及び印刷仕様については、事前に区担当課と調整すること。

## ( 4 ) 履行期間

契約の日（平成 3 0 年 9 月中旬頃）から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（予定）

## 2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- ( 1 ) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ( 2 ) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- ( 3 ) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと、及び代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

プロポーザル招請通知を平成 3 0 年 6 月 1 3 日（水）にファクシミリ送信で通知する。

## 4 事業者を特定するための評価項目

- ( 1 ) 実施体制に関する事項
  - ・ 業務責任者等の実績、経歴等
  - ・ 配置人員、役割、区との連絡体制等

- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
  - ・せたがや産業創造プラットフォームの設置に向けた企画提案能力
  - ・世田谷区産業ビジョン等のプラットフォーム設置に関連する計画の認識・理解状況
  - ・関連資料、統計データ等を活用した的確な整理及び分析を行う能力
  - ・外部検討会議、庁内検討会議の運営支援能力
  - ・「世田谷区産業ビジョン」及び「世田谷区産業振興計画」のせたがや価値創造プロジェクトを中心に、事務局とともに、せたがや産業創造プラットフォームで取り組むべき事業に対する推進力及び企画提案能力並びに当該事業の実現性
- (4) 見積金額の妥当性
- (5) プレゼンテーション内容
  - ・説得力
  - ・コミュニケーション能力
  - ・レスポンス能力

5 選定方法

審査結果は、平成30年8月下旬に文書にて郵送で通知する。

提案書が特定された者は、契約相手方の候補者として、契約に向けた交渉を行う。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6644 FAX03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年5月28日(月)～6月11日(月)午後4時まで。

場所及び方法： 上記(1)担当所管課にて配付

世田谷区ホームページ

タイトル：(仮称)せたがや産業創造プラットフォーム運営支援業務  
委託に係るプロポーザルの実施について

以下の方法でアクセスできます。

くらしのガイド	暮らし・手続き	仕事・産業・就職	おしらせ	に掲載
くらしのガイド	暮らし・手続き	仕事・産業・就職	産業	に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限：平成30年6月11日(月)午後4時まで(必着)

書類：1「参加表明書」(別紙1) 1部

2「登記事項証明書」・ 1部(発行年月日から3ヶ月以内のもの)

3「納税証明書(税務署が発行するもの・その1及びその3)」……………  
1部(発行日から3ヶ月以内。写しも可。)

- 4 「納税証明書（都道府県民税・市町村民税）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
1部（発行日から3ヶ月以内のもので写しでも可）
- 5 「法人に関する書類（定款等）」・・・ 1部
- 6 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」・・・ 1部

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参、郵送（書留郵便に限る）

郵送等の未着事故については、区はその責を負わない。

（4）提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成30年7月23日（月）午後5時まで（必着）

書類：正本 1部（詳細は説明書による。）

副本 9部（詳細は説明書による。）

提案書内容（ 実施体制に関する事項、 過去における類似する業務の実績、 業務の実施方針、 見積書）

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参による

## 7 その他

- （1）提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、全て提案・提出事業者の負担とする。
- （2）区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。提出書類の作成等と同様に、追加書類の提出にかかる費用は提案事業者の負担とする。
- （3）提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- （4）本実施要領及び別添資料等は、提案の検討以外の目的で使用することを禁じる。
- （5）郵送やファクシミリ等の送信の未着事故については、区はその責を負わない。
- （6）手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】
- （7）契約保証金 【免除】
- （8）契約書作成の要否 【要】
- （9）当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 【有】  
当該履行期間を含む「世田谷区産業振興計画」の計画期間（2018～2021年度）について、本事業の継続に係る予算配当があったときは、このプロポーザルにより選定された事業者と引き続き本事業の業務委託について随意契約をする場合がある。ただし、2018年度及び各年度の履行が良好であることを条件し、契約は単年度毎に締結する。
- （10）業務責任者（担当者）は、変更しないこと。やむを得ないで業務責任者（担当者）の変更する場合は、区担当課下記「14 担当所管課」に確認を得た上で、書面により変更理由及び変更後の業務責任者の情報を記載した書面を提出すること。

- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 【下記「14 担当所管課」に同じ】
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 著作権  
本件の成果物の著作権は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物について、本件の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りではない。
- (14) 提案書提出後に、何らかの事情により当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当まで連絡し、書面により取下げを申し出ること。

13 欠格事項（契約締結後も適用する。）

「4 プロポーザルに参加できる者の資格（資格要件、実績等）」のいずれかの条件を満たすことが出来なくなった場合は失格とする。

なお、必要に応じて、資格審査のために関係機関への照会を行う場合がある。

14 担当所管課

世田谷区 経済産業部産業連携交流推進課 担当 計良 山本

住所 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話 03-3411-6644

FAX 03-3411-6635

E-mail : SEA03647@mb.city.setagaya.tokyo.jp